

非正規雇用労働者育成支援奨励金 支給申請書

申請日 平成 年 月 日

中央職業能力開発協会会長 殿
(労働局経由)

事業主
所在地
名 称
代表者氏名
(〒)
所在地
名 称
代表者氏名

印

印

標記について申請します。

1	訓練実施計画届の受理番号				
2	雇用保険適用事業所番号	— —			
3	労働保険番号	— —			
4	分類番号				
5	事業所の名称				
6	事業所の所在地	(〒) 電話番号 — —			
7	奨励金の振込先	金融機関名 銀行 支店 フリガナ 口座名義 口座の種類 普通 ・ 当座 ・ その他 () 口座番号			
8	申請に関する担当者	所 属		電話番号	— —
		氏 名		F a x	— —
				E-MAIL	@
9	訓練計画届の提出の日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む。）を行ったことの有無				☐ 有 ☐ 無
10	過去3年間に於いて緊急人材育成・就職支援基金事業に係る助成金等、及び雇用保険二事業の助成金について不正受給を行ったことの有無				☐ 有 ☐ 無
11	労働保険料の過去2年間を超えての滞納の有無				☐ 有 ☐ 無
12	支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行ったことの有無				☐ 有 ☐ 無
13	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を行っている事業主への該当の有無				☐ 有 ☐ 無
14	国・地方公共団体の補助金等を申請している				☐ 有 ☐ 無
	有の場合はその名称 ()				

※労働局処理欄には記入しないでください。

※ 労働局処理欄	事業主の企業規模		☐ 中小企業 ☐ 大企業								
	支給 内 訳	助成対象職業訓練の区分	コース 数	経費助成		賃金助成		OJTの実施助成		合計	
				助成額 (円)	対象 人数	助成額 (円)	対象 人数	助成額 (円)	対象 人数	助成額 (円)	対象 人数
		一般職業訓練									
		有期実習型訓練									
	決 裁 欄						支 給 決 定 額		円		
	局長 部長 課長 課長補佐 職業指導官 係長 担当						受 理 年 月 日		平成 年 月 日		
							起 案 年 月 日		平成 年 月 日		
							支給(不支給)決定年月日		平成 年 月 日		
							支 給 決 定 番 号		第 号		
						通知書発送年月日		平成 年 月 日			

様式第1－7号[非正規雇用労働者育成支援奨励金 支給申請書] (裏面)

提出上の注意

この申請書は、職業訓練計画実施期間の終了した日の翌日から起算して2月以内に支給申請をする訓練等の内訳様式（様式第1－8号から様式第1－11号（様式第1－11号は有期実習型訓練の場合のみ））と次の書類を添えて、申請事業主の事務所の所在地を業務担当区域とする管轄労働局へ提出してください。

一般職業訓練

- (1) 訓練期間中の雇用形態を確認できる書類
- (2) 訓練実施期間中の出勤状況を確認するための書類
- (3) 訓練の実施期間中に賃金が支払われたことを確認するための書類
- (4) 申請事業主が訓練に係る経費を負担していることを確認するための書類
- (5) その他管轄労働局長が必要と認める書類

2 有期実習型訓練

- (1) 訓練期間中の雇用形態を確認できる書類
- (2) 訓練実施期間中の出勤状況を確認するための書類
- (3) 訓練の実施期間中に賃金が支払われたことを確認するための書類
- (4) 申請事業主が訓練に係る経費を負担していることを確認するための書類
- (5) 助成対象者毎のジョブ・カード様式第2号から第4号（助成対象者が新規学卒者である場合を除く）
- (6) 卒業証書等（助成対象者が新規学卒者の場合のみ）
- (7) その他管轄労働局長が必要と認める書類

申請にあたっての留意点

- 1 本奨励金は、支給について次の制限があります。
 - (1) 一の事業所に対する一の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）の奨励金の支給額の合計が、500万円を超えるときは、500万円を限度とします。
 - (2) 訓練を受けた時間数（有期実習型訓練の場合、OFF-JTとOJTのそれぞれの時間数）が、総訓練時間数のうち、支給対象と認められた訓練時間数の8割に満たない場合には支給できません。
- 2 労働局長が、奨励金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提示又は提出できない場合や調査又は報告を正当な理由なく拒否する場合は、奨励金の支給を行いません。
- 3 奨励金の支給申請に当たって労働局に提出した書類等（職業訓練等の実施に要した費用の支出に関する証拠書類を含む）については、当該支給申請に係る最後の支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管してください。
- 4 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けた場合は、支給した奨励金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年5%の利息を付します。
- 5 支給申請時点において、支給の対象となる対象労働者について、事業主都合による解雇をしていた場合には奨励金の支給を行いません。
- 6 偽りその他不正の行為により奨励金の支給を受け、又は受けようとした事業主については、一定期間において雇用保険法に基づく助成金等の申請ができなくなります。
- 7 一般職業訓練については、同一助成対象者に対する申請は年度1回、有期実習型訓練については、同一助成対象者に対する申請は1回限りとなります。
- 8 過去に同一事業所において、キャリア形成促進助成金の有期実習型訓練を活用、支給の対象となった労働者については本奨励金の助成対象にはなりません。
- 9 その他の支給要件等はパンフレット等をご覧ください。また、不明な点は労働局にお問い合わせください。

記入上の注意

- 1 「※労働局処理欄」には記入しないでください。
- 2 事業主が自ら申請を行う場合は、事業主の記名・押印が必要です。
- 3 雇用保険の適用事業所の代表者等（以下「事業所の長等」という。）が、事業主に代わって本奨励金の申請をする場合は、事業主が事業所の長に対し、本奨励金の申請手続きについての権限を委任したことを証明する委任状を提出してください。この場合、「事業主」の欄は事業主の記名のみとし、「代理人又は事務代理者・代行者」の欄に、事業主の代理人等となった事業所の長等の記名・押印が必要です。
- 4 1欄は、労働局長の確認を受けた「非正規雇用労働者育成奨励金(一般職業訓練)計画届」又は「非正規雇用労働者育成奨励金(有期実習型訓練)計画届」の受理番号を記載してください。
- 5 7欄は、申請事業主名義の口座を振込先として記入してください。
- 6 8欄は、本奨励金の申請に関して、労働局との質疑応答が可能な方を記入してください。
- 7 9欄から13欄はひとつでも「有」に☑がついた場合は、本奨励金を支給することはできません。
 - ・9欄は、訓練計画届の提出の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に雇用する雇用保険被保険者（ただし、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む。）をしたことがあるかどうかについて、該当箇所に☑をつけてください。
 - ・10欄は、本奨励金の支給申請書の提出日から起算して過去3年間の間において、緊急人材育成支援・就職支援基金事業に係る助成金等、及び雇用保険二事業の助成金等に係る不正受給を行ったことがあるかどうかについて、該当箇所に☑をつけてください。
 - ・11欄は、この支給申請書の属する年度の前々年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納の有無について、該当箇所に☑をつけてください。
 - ・12欄は、支給申請書を提出する日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反（船員に適用される労働関係法令違反を含む。）を行ったことがあるかどうかについて、該当箇所に☑をつけてください。
 - ・13欄は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を行っているかどうかについて、該当箇所に☑をつけてください。
- 8 14欄は、本奨励金以外で、国・地方公共団体からの補助金等を申請しているかどうかについて、該当箇所に☑をつけてください。「有」の場合は受給する補助金等具体的な名称を記入してください。

※1 「一般職業訓練」とは、OFF-JTのことをいいます。

※2 「有期実習型訓練」とは、有期契約労働者等を正規雇用に転換すること等を目的に、OFF-JTとOJTを組み合わせる職業訓練であって、労働局長が訓練基準に適合する旨の確認を行った職業訓練のことをいいます。

※3 「OFF-JT」とは、生産ライン又は就労場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる職業訓練のことをいいます。

※4 「OJT」とは、適格な指導者の下、事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の取得に係る職業訓練のことをいいます。